再エネ海域利用法基本方針

(海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針)

第1.海洋再生可能エネルギー発電設備に係る海域の利用促進の意義及び目標

意義

「海洋の積極的な開発・利用」及び「再生可能エネルギーの長期的安定的な主力電源化」を実現するため、再エネ海域利用法に基づく措置を講ずることにより、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与する。

目標

①長期的、安定的かつ効率的な 発電事業の実現

・信頼性があり、国民負担抑制のためコスト競争力のある電源を導入

②海洋の多様な利用等との調和

・漁業等との共存共栄

③制度運用における公平性・公正性・透明性の確保

・適切な競争環境を確保

④<u>計画的かつ継続的な洋上風力</u> 発電導入の促進

- ・継続的な市場形成
- ・産業の健全な発展

第2. 海洋再生可能エネルギー発電設備に係る海域の利用促進に関する施策に関する基本的な事項

国による施策の実施

- (1) 必要な情報の提供
 - ・海域利用や事業に必要な港湾施設の整備状況等
- (2)電力系統確保の推進
 - ・既存系統の活用等と次世代ネットワークへの転換
- (3)環境影響評価短縮化 (4)
 - ・環境への配慮が適切になされていることを前提に短縮
- (4)技術開発
 - ・経済性の改善、信頼性向上に向けた技術開発

関係地方公共団体による施策の実施

地域との協調のために必要な施策の推進

- ・許可権限に係る情報提供
- ・先行利用者への情報提供等

第3. 促進区域の指定に関する基本的な事項

基本的な考え方

- ・基準への適合、海洋施策との調和等を踏まえて指定。
- ・手続きにおいて公平性・公正性・透明性を確保。
- ・計画的かつ継続的な区域指定を目指す。
- ・関係府省庁の長と協議し、関係地方公共団体の長や協議 会の意見を聴き、支障があると見込まれる区域は指定しない。

協議会の運営に関する事項

- ・関係者と十分に意思疎通を行い、丁寧に協議。
- ・地域・利害関係者から提出された意見は十分に配慮。
- ・協議会での協議が調った意見については、公募占用指針に反映する等、協議結果を尊重する。
- ・工事着手等の主要なタイミングに協議会等を適時設ける。

知事、協議会の意見の取り扱い

・漁業等海洋に関する施策に支障 を及ぼすおそれがあるという意見が 提出された場合、その意見を十分 に尊重する。

第4. 海洋の多様な開発等との調和に関する基本的な事項

- ・漁業その他の海洋の多様な開発及び利用との調和(漁業や航行等多様な開発及び利用への配慮、将来の撤去費用の確保等)
- ・海洋環境の保全との調和(促進区域指定の際の海洋環境の保全との調和、反映すべき事項がある場合はその事項を勘案した公募占用指針の策定等)
- ・海洋の安全の確保その他の海洋に関する施策との調和(航路との離隔距離、発電設備の安全な構造や維持管理に係る基準の策定等)

第5. 基地港湾に関する基本的な事項

・高耐荷重等を有する港湾施設を備えており、部材の輸送等に利用できる港湾と促進区域が一体的に確保される必要がある。

第6.その他

・経済産業大臣と国土交通大臣は、事業者の事務的な負担の軽減のための配慮等するものとする。